

宇都宮地方裁判所委員会（第21回）議事概要

（宇都宮地方裁判所委員会事務局）

1 日時 平成24年5月16日（水）13：30～15：00

2 場所 宇都宮地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員・50音順，敬称略）

加藤剛，川端秀明，小池恵一郎，五味洸晃，五味洸秀幸，中尾久，中村昭子，平野浩視，細野隆司，町田明久，綿引万里子

※高橋充史は欠席

（説明者）

村田寿一（宇都宮地裁刑事訟廷管理官），坂野喜隆（宇都宮地裁総務課課長補佐）

（庶務）

井上幸雄事務局長，継田剛史事務局次長，登坂一敏総務課長，坂野喜隆総務課課長補佐

4 議事

□ 新任委員の自己紹介

川端委員，五味洸（晃）委員，細野委員，綿引委員からそれぞれ自己紹介があった。

□ 委員長の選任

互選により，綿引委員が新委員長に選任された。

□ 裁判員裁判の傍聴

裁判員裁判の傍聴を行った。

□ 感想及び意見交換

- ・裁判員裁判が始まってから，傍聴者数の変化はあったか（委員）。
- ・傍聴者数の統計を採ってはいないため一概には言えないが，新聞報道がされた事件となると，ある程度の傍聴者がいる。通常の事件だと数名程度である。（説明者）

・裁判員裁判となると連日午前10時ころ開廷で，午後5時ころ閉廷となり，裁判員は長時間拘束されることとなり，疲労感が大きいのではないか。（委員）

・休憩時間を多く取るようにしている。緊張感が続くように1時間に1回程度は休憩をとるようにしている。（説明者）

・選任された裁判員によって裁判の進め方が変わることはあるのか。（委員）

・裁判員は事件ごとに選任されており，他の裁判員が選ばれた場合を想定することは難しいことから，一概には何とも言えない。ただ，どの裁判員も非常に熱心に取り組んでいただいていると担当裁判官からも聞いている。（委員長）

・裁判員制度についての情報発信が少ないように感じている。裁判員制度の情報は，こちらから取りに行かなければならない。近くに情報があるかといえば，

身近にはない。裁判員裁判について興味を持ったときに手近に情報が取れるような環境になればいいと思う。素人だからこそ欲しい情報というものがある。裁判員になった経験者の方の情報があると、それは近い視点での情報となり、受けとめやすいものになると思う。(委員)

- ・いつどのような裁判があるかについて、裁判所のホームページ等で公表しているのか。(委員)
- ・当日の審理がされる事件を記載した開廷表を正面玄関等に掲示しているだけである。傍聴券を交付するような著名事件については、裁判所のホームページに掲載される。(説明者)
- ・広報の一環として、裁判所ガイドツアー等を企画している庁もあるが、そのような取組についてはいかがか。(委員長)
- ・本日裁判傍聴と法廷見学を経験し、理解が深まったので、そのような取組は非常に有意義なものだと思うし、そういったものから裁判所に対しても興味が湧くと思う。きっかけがあることが大切だと思う。(委員)
- ・栃木県弁護士会では、見学会等を行う計画はあるのか。(委員長)
- ・現在は行っていない。以前は刑事裁判の傍聴会を年に数回行い、その後意見交換を行っていたが、近頃はそのような取組は少なくなっている。(委員)
- ・先ほど素人だから裁判員制度について知りたい情報があるという意見があったが、そのようなニーズに報道機関としてどのようにアプローチしていったらいいのか、どのような情報を流せば喜んでもらえるのかについて掘り起こさなければならぬと感じた。司法を身近なものとするための仕掛けが、報道機関には必要であると感じた。裁判員裁判開始当時は、いろいろな取組があったが、今は下火になっていることは問題であると感じている。(委員)

裁判所からの説明等

民事調停手続の受理件数の推移及び民事調停手続の国民への広報等の現状について説明が行われた。

意見交換

- ・裁判所のホームページは、簡裁の調停を知りたいという人のためには丁寧なものであるが、ホームページにアプローチすることが想定されるのは、簡裁の調停事件をどのようなものなのかを知ろうとする意識を持った人に限られており、調停制度があるということを知らせる広報としては必ずしも活かされていないのではないかと思うがいかがか。(委員長)
- ・ホームページは若い世代には有効だとしても、年齢層が高い世代にとっては効果的ではないと感じる。調停委員として事件の当事者に調停制度を説明し、困った方がいた場合には広めてもらうようお願いしたこともあるが、事件当事者は裁判所に来たこと自体を内緒にしたいという人が多いので、事件当事者を通じて広めることは難しいと感じている。(委員)
- ・調停事件の減少は広報だけの問題ではないと思う。裁判手続についての情報量は以前に比べ格段に増えているはずであり、それにもかかわらず調停の申立て

は増えていない。それでは民事訴訟の件数が増えているかと言えば必ずしもそうではない。ADR等を含め、裁判所以外の機関で解決する手段が増えていることがその理由の一つに挙げられると思う。また、弁護士が増えてきていることも影響しているのではないかと感じている。弁護士が付かなくても自分でできるというのが調停手続の利点である。以前は弁護士も少なく、相談を受けた際に弁護士が付かなくても解決ができそうな案件であれば調停手続を教示し、調停手続に誘導していたが、そういうことも減ってきているのではないかと感じている。トラブルの解決についての環境、解決方法が変わってきているので、広報だけではどうにもならないという気がしている。（委員）

- 適切な方法により紛争が解決されているのであれば、それはそれでよいのだが、法テラス等への相談件数が増えているにもかかわらず事件の申立てが少ないのはなぜなのかが、裁判所では読み切れていない。今回、民事調停申立件数の推移と民事調停手続の国民への広報等の現状について説明させていただいたので、次回、民事調停を国民により利用しやすい手続とするための方策や国民に対する広報の在り方について議論させていただきたい。（委員長）

次回期日の指定

次回の委員会は、平成24年11月14日午後3時30分から開催する。（委員長）

以 上